10.　労働者自主福祉活動の推進

【共済推進運動に関する会議・集会】

1. 11月21日・22日に、本部共済推進委員会主催の「第９回じちろう全国共済集会」が集合形式で開催されます。県本部も積極的に参加し全国の共済加入推進の好事例を学びます。

【組織加入県復活に向けた取り組み】

2. 県本部は、10月１日における団体生命共済の加入率80%に復活できない状況から、11月に「継続募集後の追加取り組み」に取り組みます。「継続募集後の追加取り組み」で加入率80%に復活できなければ、来年の継続募集時に加入率80%未満の単組では非通常就業者（組合員本人）は新規加入できなくなります。

3. 県本部は、共済県支部と連携し単組オルグを実施し、団体生命共済未加入者に対する学習会・個別相談会等の開催を要請するとともに、組織加入県のメリットである「非通常就業者（組合員本人）の共済加入」と「例月加入」等ができなくなるなど危機意識の共有化をはかります。

4． オルグにおいては、10月１日の単組の加入状況を示しながら、加入率80％以下の単組については80％を達成するための具体的な目標件数と35歳以下の未加入者数を示し加入推進を追求しまし。加入率80％以上の単組については、加入率を維持するため35歳以下の未加入者の加入推進を追求します。

【県本部共済推進委員会の取り組み】

5.　県本部は、共済県支部と連携し、執行部が改選となる単組について、継続した取り組みとなるよう新執行部を対象とした共済学習会、新任共済担当者研修会（12月12日に開催）を開催するとともに、加入拡大モデル単組について、執行部の共済制度への理解浸透をはかるための学習会を開催し、目標達成にむけた取り組みを強化します。

6. 県本部は、「広げよう*！*たすけあいありがとう」キャンペーンを通じて、組合員の組合活動への参加を促し、コロナ禍で制限されていた組合活動を活性化させ、組織の強化と共済の加入拡大に取り組むことを単組と共有します。

　　また、県本部や各評議会・青年部・女性部で開催する学習会等においても、自主福祉活動や共済学習の時間を設けるなど、積極的に取り組みます。

7. 県本部は、「じちろう共済を生涯保障のメインとする」ことを、新たな共済推進方針に基づく取り組みの中で単組と共有します。

　　また、民間保険等による共済推進の阻害要因について、現場実態と課題、事例を単組と共有し、基本的立場からの対応を強化します。

8. 県本部は、2023年４月新規採用者に対する取り組み状況を集約し、好取り組み事例の共有化や課題に対する対応策を検討し、単組代表者会議・共済推進単組代表者会議で共有化します。また、2024年４月採用の新規採用者対策会議を開催します。

【単組の取り組み】

9. 単組は、本部の「新たな共済推進マニュアル」などを活用し、役員改選により新たに選出された役員を中心に、執行部等役員の団体生命共済全員加入にむけた学習会を開催するとともに、「広げよう*！*たすけあいありがとう」キャンペーンの組合員への周知と組織強化・拡大にむけた学習会を積極的に開催します。

10. 単組は、４月新規採用者への取り組みにおいて、共済加入に至らなかった新規採用者や、共済未加入の若年層を対象とした学習会・セミナーを開催するなど、全員加入にむけた取り組みを強化します。

11. 単組は、４月から始まった定年引き上げにより引き続き職場に残る共済加入者には、団体生命共済等の継続利用を推進する一方で、2024年３月末の早期退職を含む退職予定者には、じちろう退職者団体生命共済への移行をはじめ各共済制度を継続利用するよう、丁寧な説明に取り組み、生涯を通じた結集をめざします。

【各共済制度の取り組み】

12. 「団体生命共済」については、共済県支部と共同で統合10周年を契機に実施される団体生命共済新規加入キャンペーンと連携した学習会等を設定し、県本部・単組で積極的に取り組みます。

　　また、団体生命共済とあわせて交通災害共済の加入推進に取り組みます。

13. 「じちろう退職者団体生命共済」については、セカンドライフセミナー（1月～2月に総支部ごとに開催予定）や早期退職を含む退職予定者への個別制度説明を通して、全員移行にむけた取り組みを進めます。

14. 「じちろうマイカー共済」については、見積もり依頼者の70％以上が切り替え（新規）加入していることを踏まえ、~~各~~共済県支部が実施する“見積もりキャンペーン”などを通して、加入拡大につながる取り組みを進めます。

15. 「自賠責共済」の加入拡大にむけて、周知活動を強化します。

16. 「長期共済・税制適格年金」については、団体生命共済の継続募集や単組における学習会等で積極的に推進します。

17. 「住まいる共済」については、制度改定にむけ、保障内容や掛金の優位性について周知をはかるとともに、近年頻発している線状降水帯や台風・地震などの自然災害に備えるため、火災共済とあわせ、自然災害共済の新規付帯・大型化の推進に積極的に取り組みます。

18. 「公務員賠償責任保険」については、訴訟リスク等に備えるため、制度の特長点の周知をはかります。

【ろうきん運動の推進】

19. ろうきん運動を組合員の安心と安定の生活のための世話役活動として位置づけ、積極的に取り組みます。